（証券コード　2706）
平成30年５月10日

株　主　各　位

東京都練馬区豊玉北５丁目14番６号
株式会社　ブロッコリー
代表取締役社長　森　田　　知　治

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年５月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年５月25日（金曜日）午前10時
（受付開始・開場：午前９時30分）

2. **場　　所**　東京都練馬区練馬１-17-37
練馬文化センター　大ホール（こぶしホール）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. **会議の目的事項**

報告事項　第24期（自　平成29年３月１日　至　平成30年２月28日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役６名選任の件
第５号議案　監査役２名選任の件
第６号議案　役員賞与支給の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトhttp://www.broccoli.co.jpに掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（自　平成29年３月１日
至　平成30年２月28日）

１．　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社が属するエンターテインメント業界におきましては、スマートフォンやタブレット等の性能進化・通信インフラの発達に伴い、スマートフォンゲーム市場の拡大やコンテンツの多様化が進んでおります。また、家庭用ゲーム市場につきましても、ハード・ソフトの両面で、新技術・新提案を伴う製品が好調に推移しており、市場拡大への期待が高まっております。

当社は、かかる経営環境下において、更なる事業及び収益の拡大を図るために、１．主力コンテンツ『うたの☆プリンスさまっ♪』ワールドの疾走&拡大、２．トレーディングカードゲーム『Z/X』を、日本を代表するカードゲームへの育成、３．ゲーム、トレーディングカードゲームの未来を担う、新主力コンテンツの創出、４．リアルグッズのライセンスパワー強化、更なるハイクォリティ化、新アイテム開発力のアップ、５．最強セールスプロモーション部隊の育成、６.「労働投入型」運営から「生産性重視型」運営への転換、の６点を当期課題として推進してまいりました。

次に、当事業年度における当社の状況は以下のとおりであります。

まず当社主力コンテンツ『うたの☆プリンスさまっ♪』におきましては、平成29年３月に『QUARTET NIGHT LIVEエボリューション2017』開催（主催:うた☆プリＬＳ製作委員会)、同月『AnimeJapan 2017』出展、４月に渋谷マルイ『ブロッコリーガールズショップ』出店、５月『うたの☆プリンスさまっ♪ マジLOVELIVE 6th STAGE』開催（主催:うた☆プリＬＳ製作委員会)、６月に舞台『天下無敵の忍び道』公演、７月から夏季限定の『SHINING STORE』原宿店・名古屋店・大阪店開店、９月９日・10日に『うたの☆プリンスさまっ♪ 7th Special Anniversary』開催、同月に舞台『マスカレイドミラージュ』公演、11月３日・４日に『アニメイトガールズフェスティバル2017』出展、本年２月23日より東京ドームシティ:Gallery AaMo(ギャラリー アーモ)にて『うたの☆プリンスさまっ♪Shining Masterpiece Show』企画展（主催:株式会社東京ドーム）といった１年間を通じて多種多様なイベント出展・企画展を開催してまいりました。

この結果、各イベント出展・企画展での販売を含め、『うたの☆プリンスさまっ♪』グッズトータルでは、前年実績には届きませんでしたが、『PRINCE CAT』関連商

品のヒットもあり、全社の売上高及び営業利益に大きく貢献いたしました。

翌事業年度（25期）におきましても、本年４月に舞台「劇団シャイニング」３作目『JOKER TRAP』公演、５月５日・６日にメットライフドームにて、『ST☆RISH』初のファンミーティグを開催する等、末永く愛されるコンテンツとして盛りだくさんのイベントを順次開催してまいります。

次に『うたの☆プリンスさまっ♪』ゲームアプリでは、共同開発・配信元のKLab株式会社とスマートフォン向けリズムアクションゲーム『うたの☆プリンスさまっ♪Shining Live』を平成29年８月28日より国内配信開始、本年１月24日よりグローバル版、中国大陸版の配信を開始し、３月には全世界にて300万ダウンロードまで拡大いたしました。

この結果、本件ロイヤリティは、全社の営業利益に大きく貢献するに至りました。翌事業年度におきましても１年間を通して業績に貢献できるように、KLab株式会社と共にユーザー拡大に向け取り組んでまいります。

次に『うたの☆プリンスさまっ♪』ゲームソフトでは、平成29年10月にPlayStation®Vita専用ソフト『うたの☆プリンスさまっ♪Amazing Aria & Sweet Serenade LOVE』を発売いたしましたが、年間の売上高・営業利益は前年実績を下回る結果となりました。

次に『うたの☆プリンスさまっ♪』関連CDは、平成29年５月に『うたの☆プリンスさまっ♪アイドルソング嶺二&カミュ』、『うたの☆プリンスさまっ♪アイドルソング 蘭丸&藍』、11月にHE★VENSの『HEAVEN SKY』、同月に『うたの☆プリンスさまっ♪ Shining Live』のテーマソング３種、本年１月から２月にかけ『うたの☆プリンスさまっ♪Shining Masterpiece Show』のドラマCD３作を発売し、この結果、CDトータルで前年実績を上回る売上高・営業利益を確保いたしました。

『うたの☆プリンスさまっ♪』は当社が平成22年（17期）６月に発売したゲームソフトを起点とし、当事業年度の７周年までにCD、TVアニメ、グッズ、コミック、アプリ等、エンターテインメントの全ジャンルに拡大した大ヒット作となり、また女性向けコンテンツとしては例のないロングライフ・シリーズとなっています。今後10周年はもちろん、“永遠”を目指して、ユーザー・お客様に愛され続け、結果、当社の売上・利益の根幹を支え続けるコンテンツとするべく努力してまいります。

他社ライセンスグッズ部門におきましては、当社発のヒットアイテム『ちゅんコレ』や『にゃーコレ』、新規ぬいぐるみシリーズ『もちもちハムスターコレクション』等の新規アイテム開発とシリーズ化の注力にシフトした結果、前年実績を上回る売上高・営業利益を確保いたしました。

フィギュア部門につきましては、年間計10種を発売し、前年実績を上回る売上高と共に、営業黒字転換を果たしました。

カードゲーム部門のトレーディングカードゲーム『Z/X-Zillions of enemy X-(ゼクス ジリオンズ オブ エネミー エックス)』につきましては、計画した製品発売を継続し、『Z/Xカードガチャ』の導入や大会イベントのリニューアル等新規施策も実施してまいりましたが、カードゲーム市場全体の縮小傾向が続く中、前年実績を下回る売上高となり、構造的なコスト高も解消しきれなかった結果、通期で営業赤字となりました。翌事業年度以降におきましては、経費圧縮・原価改善に目途を付け始めており、集英社刊『Vジャンプ』マンガ連載・新規アニメ化、更に将来に向けたコンテンツとしてのアプリ開発にも着手しており、売上向上・利益改善に取り組んでまいります。

カードゲーム関連のサプライ製品につきましても、市場縮小の影響を受け、売上高・営業利益ともに前年を下回っております。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,410百万円（前年同期比95.0%）、売上総利益率は35.7%（前年同期比2.3ポイントアップ）、売上総利益は1,928百万円（前年同期比101.3%）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、1,347百万円（前年同期比112.6%）となりました。

前述の要因によりまして、営業利益は581百万円（前年同期比82.2%）、経常利益は594百万円（前年同期比81.6%）、当期純利益は405百万円（前年同期比84.5%）となりました。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は今後更なる事業及び収益の拡大を図るために、以下の課題に取り組む所存であります。

1．『うたの☆プリンスさまっ♪』を10年コンテンツからEvergreenコンテンツへ！
2．新コンテンツの創造とヒット&ブレイク！
3．『Z/X -Zillions of enemy X-』の復活！
4．リアルグッズのヒットアイテム創出と高収益化！
5．最強セールスプロモーション部隊の育成。
6．「労働投入型」運営から「生産性重視型」運営への転換

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期別 / 項目	第21期 (平成27年２月期)	第22期 (平成28年２月期)	第23期 (平成29年２月期)	第24期 (当事業年度) (平成30年２月期)
売上高(千円)	6,256,593	6,429,700	5,692,664	5,410,533
営業利益(千円)	1,470,073	1,010,369	707,271	581,027
経常利益(千円)	1,484,628	989,948	728,358	594,388
当期純利益(千円)	904,774	622,624	479,427	405,040
１株当たり当期純利益(円)	27.64	17.67	10.96	9.26
総資産(千円)	5,236,390	9,680,159	9,491,452	10,025,771
純資産(千円)	3,988,664	8,457,655	8,763,255	8,993,852
１株当たり純資産額(円)	121.84	193.38	200.36	205.63

(6) 主要な事業内容（平成30年２月28日現在）

① コンテンツ（アニメ・ゲーム・音楽・映像・カードゲーム）の企画、制作
② キャラクター商品の企画・製作・販売

(7) 主要な営業所（平成30年２月28日現在）

本社　東京都練馬区豊玉北５丁目14番６号
練馬高野台事業所　東京都練馬区高野台２丁目14番１号

(8) 使用人の状況(平成30年２月28日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	１名減	34.2才	７年８ヶ月

(注) 使用人数には、使用人兼務役員２名及びアルバイト・パートタイマー21名は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他の会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．　会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　100,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　43,738,211株（うち自己株式　1,325株）

(3) 株主数　　7,463名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
㈱ハピネット	11,000,000	25.15
㈱アニメイト	3,400,000	7.77
松井証券㈱	587,000	1.34
日本証券金融㈱	353,000	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	317,000	0.72
東京コンピュータサービス㈱	245,000	0.56
大和証券㈱	221,000	0.51
宗教法人光照寺	210,000	0.48
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	205,000	0.47
エヌ・ティ・ティ・システム開発㈱	201,000	0.46

（注）持株比率については、自己株式1,325株を除いて計算しております。

3．　会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年２月28日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森　田　知　治	
取　締　役	内　野　秀　紀	常務執行役員制作本部長 兼制作１部部長　兼制作３部部長
取　締　役	藤　岡　　修	経営企画室室長 兼株式会社ハピネット常務執行役員
取　締　役	渡　邉　朋　浩	執行役員管理本部長 兼人事部部長　兼財務経理部部長
取　締　役	原　田　　憲	執行役員マーケティング本部長 兼経営企画室次長　兼制作２部部長
取　締　役	五十嵐　一　開	
常勤監査役	松　本　俊　徳	
監　査　役	水　戸　重　之	弁護士
監　査　役	水　谷　安　秀	
監　査　役	浅　津　英　男	株式会社ハピネット常勤監査役

（注）１．取締役五十嵐一開氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役松本俊徳氏、監査役水戸重之氏、監査役水谷安秀氏及び監査役浅津英男氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。当社は、松本俊徳氏を株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役水谷安秀氏は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役全員との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　４名　　125,999千円　（うち社外取締役―名　　―千円）
監査役　３名　　13,916千円　（うち社外監査役３名　13,916千円）

（注）１．上記の報酬等の額には、平成30年５月25日開催の第24期定時株主総会の第６号議案が原案どおり承認可決されることを条件として取締役４名に対して支払う予定の役員賞与29,000千円を含んでおります。
２．上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額39,516千円（取締役37,599千円、監査役1,916千円）を含んでおります。
３．上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
４．上記の取締役及び監査役の員数には、無報酬の取締役（２名。うち１名は社外取締役。）及び監査役（１名）は含まれておりません。

(4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬額は、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各人の報酬額を代表取締役が決定しております。

また、監査役報酬についても、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役間にて協議し、決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	五十嵐 一 開	平成29年５月24日に開催された第23期定時株主総会において五十嵐一開氏が取締役に選任された以降における、当事業年度開催の取締役会に13回中全回出席し、豊富なビジネス経験を踏まえ、主に経営のあり方及び内部統制の観点から数多く発言を行っております。
監 査 役	松 本 俊 徳	当事業年度開催の取締役会に17回中全回、監査役会に17回中全回出席し、豊富なビジネス経験を踏まえ、主に経営のあり方及び内部統制の観点から数多く発言を行っております。
監 査 役	水 戸 重 之	当事業年度開催の取締役会に17回中15回、監査役会に17回中15回出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、当社のコンプライアンス体制のあり方等についての発言を行っております。
監 査 役	水 谷 安 秀	当事業年度開催の取締役会に17回中16回、監査役会に17回中16回出席し、同業種で培われた豊富な経験と会計に関する高い見識を活かし、主に経営のあり方の観点から多くの発言を行っております。なお、同氏は財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。
監 査 役	浅 津 英 男	当事業年度開催の取締役会に17回中16回、監査役会に17回中16回出席し、豊富なビジネス経験を踏まえ、主に経営のあり方及び内部統制の観点から数多く発言を行っております。

② 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当事項はありません。

５． 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

22,000千円

（注）１． 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。

２． 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

３． 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

６．　会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社を取り巻く変化に迅速に対応し、さらに一部の独断専行が起こらないよう、原則として毎週代表取締役社長が主宰する「経営会議」を開催し、情報の共有化と重要事項の討議及び決裁を行っております。また、この内容は毎月の取締役会において付議や報告がなされ、特に監査役のチェックを受けることで経営の透明性の向上を図っております。さらに業務の適正性を確保するため、以下のことを行っていきます。

イ．取締役は、「組織・職務分掌規程」、「職務権限規程」において定められた責任と執行の手続きに則り業務を行い、常に業務を見直し、改善していく努力をします。

ロ．使用人は「報告・連絡・相談」を重視し、悪い情報ほど早く報告します。

ハ．監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、問題について指摘を行います。取締役は指摘された問題につき迅速に対応を行います。

ニ．内部監査室は、代表取締役社長の直轄の組織として各部門に対し監査を実施し、問題のあった部署に対し改善を求めていきます。

ホ．コンプライアンスを社員研修における重要なテーマとして取り上げ、その徹底を図ります。

ヘ．社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持と向上を図ります。

ト．法的判断を要する案件については速やかに担当弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制をとります。

チ．取締役及び従業員が監査役又は監査役会に対して当社の内部統制上の問題等に関する情報提供を行った場合、当該取締役及び従業員は、かかる情報提供を理由にいかなる不利益な取り扱いを受けないものとします。

リ．当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また反社会的勢力による不当な要求に対しては毅然とした態度で対応してまいります。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有化するため、前述の「経営会議」を行い、リスク評価とその対応策を検討しております。また、不測の事態が発生した場合には、弁護士を含む外部のアドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は経営会議を経て取締役会に報告します。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

財務経理部及び総務部は、取締役の職務の執行に係る情報（稟議書、取締役会及び経営会議など意思決定に係る情報）について、「稟議規程」、「文書管理規程」等に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で記録・保存・管理することとします。

監査役は必要に応じて上記保存及び管理が関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、取締役会に報告します。

上記「稟議規程」及び「文書管理規程」他関連規程は必要に応じて適時見直し、改善を図るものとします。

④取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は自ら、年次経営計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかどうかを「経営会議」において監督します。各本部担当取締役は、年次計画に対して実施すべき具体的な施策と、その実現に最適な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を経営会議において定期的に報告します。これにより、種々の変化に対応した施策及び効率的な業務遂行体制の構築と、それを阻害する要因の分析とその改善を図っていきます。

また、代表取締役社長又は各本部担当取締役は、必要に応じ下部委員会を開催し、全社的な施策を展開していきます。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、当社では監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会が監査役と協議の上、これを指名することとします。また、監査役を補助する期間中、同使用人への指揮は監査役が行い、同使用人の評価、人事異動、給与等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することで取締役からの独立性を確保するものとします。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとします。

取締役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を与える事項について、直ちに監査役に報告するものとし、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

現在、監査役は定期的に監査法人と意見交換を行っておりますが、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合にはその他外部の専門家との連携を図れる環境を整えております。なお、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に基づく業務の適正を確保するための体制等の整備について、定期的に点検を行い、その結果を経営会議を通じて取締役会に報告することにより、適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行について

代表取締役社長が主宰する「経営会議」を毎週開催（当事業年度は計50回開催）し、取締役所管情報の共有化と重要事項の討議及び取締役会決裁事項の事前確認等を行いました。また、討議及び事前確認された内容は、毎月の取締役会（当事業年度は計17回開催）において付議や報告がなされ、監査役のチェックを受けました。

②リスク管理体制について

前述の「経営会議」を開催し、そこで業務又は業績に重大な影響を与える業務提携等について、リスク評価とその対応策を検討しました。弁護士を含む外部のアドバイザーの意見を聴取し、監査法人との意見交換を行うなど、外部の専門家との連携により、経営判断を補強しております。

③監査役の職務の執行について

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書として、主に業務又は業績に重大な影響を与える業務提携や、不動産賃貸に係る契約書等の内容及び文書の保管・整備状況について、内部監査室と連携して取締役及び使用人にヒアリングの実施・内容及び管理状況の確認等を行い、経営に対する監視強化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

現状、当社には親会社等はありませんが、主要株主との連携を継続し、今後も当社のコンテンツを最大限に活用するべく主要株主とのシナジーについて可能性を追求していく方針であります。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【7,935,467】	【流動負債】	【918,758】
現金及び預金	6,824,299	買掛金	448,158
売掛金	765,848	リース債務	7,190
商品及び製品	61,545	未払金	73,302
仕掛品	108,795	未払費用	36,630
原材料及び貯蔵品	777	未払法人税等	167,249
前渡金	8,376	未払消費税等	17,710
前払費用	22,472	前受金	5,576
繰延税金資産	79,072	預り金	26,321
その他	73,313	前受収益	6,753
貸倒引当金	△9,034	賞与引当金	36,330
【固定資産】	【2,090,304】	役員賞与引当金	29,000
有形固定資産	1,925,067	返品調整引当金	63,826
建物	931,861	その他	708
機械及び装置	4,431	【固定負債】	【113,161】
車両運搬具	0	リース債務	11,857
工具、器具及び備品	30,236	退職給付引当金	10,334
土地	907,414	役員退職慰労引当金	39,516
建設仮勘定	51,124	その他	51,452
無形固定資産	36,339	**負債合計**	**1,031,919**
ソフトウエア	35,797	**純資産の部**	
電話加入権	542	【株主資本】	【8,991,448】
投資その他の資産	128,897	資本金	2,361,275
投資有価証券	4,520	資本剰余金	2,066,627
破産更生債権等	2,000	資本準備金	2,031,275
長期前払費用	47,756	その他資本剰余金	35,352
繰延税金資産	22,763	利益剰余金	4,564,025
その他	53,857	利益準備金	81,168
貸倒引当金	△2,000	その他利益剰余金	4,482,856
		繰越利益剰余金	4,482,856
		自己株式	△478
		【評価・換算差額等】	【2,403】
		その他有価証券評価差額金	2,403
		純資産合計	**8,993,852**
資産合計	**10,025,771**	**負債・純資産合計**	**10,025,771**

損 益 計 算 書

（自　平成29年３月１日
至　平成30年２月28日）

（単位：千円）

科目	金	額
【売上高】		5,410,533
【売上原価】		3,481,593
売上総利益		**1,928,940**
【販売費及び一般管理費】		1,347,912
営業利益		**581,027**
【営業外収益】		
受取利息及び配当金	1,653	
不動産賃貸料	73,428	
その他	3,006	78,088
【営業外費用】		
支払利息	679	
不動産賃貸費用	63,923	
その他	124	64,727
経常利益		**594,388**
【特別損失】		
固定資産除却損	12	12
税引前当期純利益		**594,376**
法人税、住民税及び事業税	232,225	
法人税等調整額	△42,888	189,336
当期純利益		**405,040**

株主資本等変動計算書

（自　平成29年３月１日
至　平成30年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,361,275	2,031,275	35,352	2,066,627
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,361,275	2,031,275	35,352	2,066,627

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	81,168	4,252,763	4,333,932	△478	8,761,357
当期変動額					
剰余金の配当		△174,947	△174,947		△174,947
当期純利益		405,040	405,040		405,040
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	230,092	230,092	△0	230,091
当期末残高	81,168	4,482,856	4,564,025	△478	8,991,448

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,898	1,898	8,763,255
当期変動額			
剰余金の配当			△174,947
当期純利益			405,040
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	505	505	505
当期変動額合計	505	505	230,596
当期末残高	2,403	2,403	8,993,852

個 別 注 記 表

1． 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
② 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産	リース期間定額法によっております。
④ 長期前払費用	定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
⑤ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社規程に基づく期末要支給額を計上しております。
⑥ 返品調整引当金	決算期末日後に発生が予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

② 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2． 追加情報に関する注記

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

3． 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　291,634千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権　8,484千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	206,187千円
仕入高	16,425千円
販売費及び一般管理費	824千円
営業取引以外の取引による取引高	5,317千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　43,738,211株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　1,325株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月24日定時株主総会	普通株式	174,947千円	4円00銭	平成29年2月28日	平成29年5月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年5月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	240,552千円	5円50銭	平成30年2月28日	平成30年5月28日

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	11,226千円
役員賞与引当金	8,961千円
返品調整引当金	17,474千円
たな卸資産評価損	19,768千円
未払事業税	11,925千円
未払事業所税	1,182千円
貸倒引当金	1,017千円
広告宣伝費	5,407千円
その他	2,108千円
計	79,072千円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	2,368千円
退職給付引当金	3,162千円
役員退職慰労引当金	12,092千円
減価償却費	8,275千円
投資有価証券評価損	203千円
その他	10千円
評価性引当額	△2,582千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△766千円
計	22,763千円
繰延税金資産合計	101,836千円

繰延税金負債（固定）

投資有価証券	766千円
繰延税金資産（固定）との相殺	△766千円
計	—千円
繰延税金負債合計	—千円

7．　金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

売掛金に係る顧客の信用リスクは、調査機関を用いた与信調査、取引先信用保険の利用等によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	6,824,299	6,824,299	—
②売掛金	765,848	765,848	—
③投資有価証券	4,520	4,520	—
④買掛金	(448,158)	(448,158)	—
⑤未払金	(73,302)	(73,302)	—
⑥未払費用	(36,630)	(36,630)	—
⑦未払法人税等	(167,249)	(167,249)	—
⑧未払消費税等	(17,710)	(17,710)	—
⑨預り金	(26,321)	(26,321)	—
⑩リース債務	(19,048)	(19,231)	183

(※)負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注)金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

④買掛金、⑤未払金、⑥未払費用、⑦未払法人税等、⑧未払消費税等、⑨預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩リース債務（１年内返済予定分を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

8．　賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社ビルの一部についてオフィス等として賃貸しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,504千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸原価は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	当期末の時価
1,050,639	1,097,366

(注) 1.貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.時価の算定方法

当期末における時価は、第三者からの取得時から、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該指標を用いて調整した金額によっております。

9．　1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　205円63銭

(2) 1株当たり当期純利益　　9円26銭

10.　重要な後発事象に関する注記

（単元株式数の変更及び株式併合）

当社は、平成30年4月13日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 30年5月25日開催予定の第24期定時株主総会に株式併合（5株を1株に併合）及び定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしました。

(1)単元株式数の変更

①単元株式数の変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

②単元株式数の変更の内容

単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。

③効力発生日
平成30年９月１日

④変更の条件
平成30年５月25日開催予定の第24期定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(2) 株式併合
①株式併合の目的
上記「(1)単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を勘案し、普通株式の併合（５株を１株に併合）を行うものです。
なお、発行可能株式総数につきましては、平成30年９月１日をもって、株式併合の割合に応じ、現行の100,000,000株から20,000,000株へ変更いたします。

②併合の内容
イ．併合する株式の種類
普通株式

ロ．併合の割合
平成30年９月１日をもって、同年８月31日最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、５株を１株の割合で併合いたします。

ハ．併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式総数
【普通株式】　（平成30年２月28日現在）

併合前の発行済株式総数	43,738,211株
併合により減少する株式数	34,990,569株
併合後の発行済株式総数	8,747,642株

（注）「併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

ニ．１株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、１株未満の端数が生じた場合、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

ホ．効力発生日

平成30年９月１日

ヘ．併合の条件

平成30年５月25日開催予定の第24期定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(3)単元株式数の変更及び株式併合の日程

平成30年４月13日	取締役会決議日
平成30年５月25日（予定）	定時株主総会決議日
平成30年９月１日（予定）	単元株式数の変更の効力発生日 株式併合の効力発生日

(4)１株当たり情報に及ぼす影響

株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における１株当たり情報は以下のとおりであります。

	当事業年度
１株当たり純資産額	1,028円18銭
１株当たり当期純利益	46円30銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年４月16日

株式会社ブロッコリー
取締役会　御中

三優監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　小林昌敏　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　古藤智弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ブロッコリーの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第24期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、取締役会の審議状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年４月20日

株式会社　ブロッコリー監査役会

常勤監査役(社外監査役)　松　本　俊　徳　㊞

社外監査役　水　戸　重　之　㊞

社外監査役　水　谷　安　秀　㊞

社外監査役　浅　津　英　男　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、今後も企業価値を高め、企業基盤を強化し、ひいては株主価値の増大に繋げつつ、株主の皆様に対する利益還元につきましても、当期の業績状況及び経営環境等を踏まえた上で配当政策及び株主優待制度を実施し、皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

そして、当社は、平成27年11月に株式会社ハピネットから資金調達を行った約40億円を、新規コンテンツ開発、及びアニメ・ゲーム・カードゲーム・CD・グッズ・フィギュア・周辺サプライ製品等の各新製品の展開といった将来に向けた有望な事業分野に対して積極的に活用し、企業価値の向上に努めております。また、当社は、新規コンテンツ開発費用の確保・大規模災害に備える備蓄分を含めた企業基盤強化の為、内部留保を50億円まで積み上げる計画を進めておりましたが、上述の資金調達を行いましたことで、新規コンテンツ開発費用分として想定していた10億円分は十分確保できたものと判断し、一昨年より積み立て不要といたしました。

これらのことを踏まえましたうえ、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案し、内部留保を抑制いたしまして、株主の皆様への配当と社員・役員への還元に充当させていただきたく存じます。

また、平成30年をもって当社のマスコットキャラクター『デ・ジ・キャラット』が誕生20周年を迎えることを記念し、記念配当を実施いたしたく存じます。

つきましては、今期の期末配当は、下表＜配分内容＞に記載のとおり、配分分母（表中のB. 計（実質税引後当期純利益））に対する構成比54.9％としまして、後述「期末配当に関する事項」(2) のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金５円50銭　総額240,552,873円

内訳は、普通配当４円00銭、記念配当１円50銭であります。

この結果、当期の年間配当金は、１株につき金５円50銭となります。

(3)剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年５月28日

＜配分内容＞

項目	金額（百万円）	構成比（%）
内部留保	121	27.8
株主配当	240	54.9
決算賞与 ※平成30年２月28日支給済	46	10.7
役員賞与	29	6.6
B.計（実質税引後当期純利益）	437	100.0
A.（会計上の税引後当期純利益）	(405)	

（注）１．A.（会計上の税引後当期純利益）405百万円は、期末に計上した法人税等調整額△42百万円の計上による上昇分42百万円を含んだものであります。
２．B.計（実質税引後当期純利益）437百万円は、A.（会計上の税引後当期純利益）405百万円では減算されている支給済みの決算賞与46百万円と、本総会議案の役員賞与29百万円を加え、法人税等調整額の計上による上昇分42百万円を減じた実質的な税引後当期純利益であります。

第２号議案　　株式併合の件

１.株式併合の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更いたしますとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を勘案し、普通株式の併合（５株を１株に併合）を行いたいと存じます。

２.株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

平成30年９月１日をもって、同年８月31日最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、５株を１株の割合で併合いたします。

なお、併合の結果、１株未満の端数が生じた場合、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 効力発生日

平成30年９月１日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000株

(5) 併合の条件

本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　　定款一部変更の件

１.変更の理由

(1) 第２号議案の承認可決を条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を100,000,000株から20,000,000株に変更するために定款第５条を一部変更するとともに、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するため、定款第７条に規定される単元株式数を1,000株から100株に変更いたしたいと存じます。なお、これらの定款一部変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年９月１日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたしたいと存じます。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款第32条第２項および第43条第２項の一部変更を行いたいと存じます。なお、第32条第２項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

２.変更の内容

変更の内容は、次の下線部分のとおりであります。なお、定款第５条及び第７条の変更は、第２号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたします。

現行定款	変更後定款（案）
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

現行定款	変更後定款（案）
（取締役の責任免除） 第32条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第32条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第43条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第43条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	附則 第５条および第７条の変更は、平成30年９月１日をもって効力を生じる。なお、本附則は、同日をもって削除する。

第４号議案　　取締役６名選任の件

取締役五十嵐一開氏は平成30年５月24日をもって取締役を辞任されます。また、その余の取締役（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任候補者１名を含む取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、各取締役候補者と会社の間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	もりたともはる 森田知治 （昭和24年２月27日生）	昭和49年４月　CBS・ソニーレコード株式会社　入社 平成８年１月　株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント　販売推進部部長 平成10年６月　株式会社日本レコード販売網出向 取締役 平成13年１月　株式会社ソニー・ミュージックディストリビューション　執行役員 平成14年３月　同社　退社 平成20年３月　当社入社　顧問 平成20年５月　当社取締役 平成22年５月　当社代表取締役社長（現任）	30,000株
2	うちのひでき 内野秀紀 （昭和46年５月１日生）	平成９年９月　当社入社 平成13年４月　当社企画管理課課長 平成14年７月　Broccoli International USA Inc. 社長 平成17年11月　当社企画部部長 平成18年５月　当社取締役 平成23年６月　当社取締役制作本部長 平成24年６月　当社取締役上席執行役員制作本部長 兼CP部部長 兼コンテンツ部部長 兼カードゲーム部部長 平成26年１月　当社取締役上席執行役員制作本部長 兼制作１部部長 兼制作３部部長 平成29年１月　当社常務取締役上席執行役員制作本部長 兼制作１部部長 兼制作３部部長 平成30年１月　当社取締役常務執行役員制作本部長 兼制作１部部長 兼制作３部部長（現任）	9,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ふじおかおさむ 藤岡修 （昭和31年11月22日生）	平成７年６月　株式会社ビームエンタテインメント（現株式会社ハピネット）入社 平成14年６月　同社取締役映像企画本部リーダー 平成17年４月　株式会社ハピネット執行役員ピクチャーズユニット副統括 平成21年11月　同社常務執行役員ピクチャーズユニット統括 平成22年６月　同社取締役常務執行役員ピクチャーズユニット統括 平成26年４月　同社常務執行役員第２事業本部副本部長兼ピクチャーズユニットゼネラルマネージャー 平成28年４月　同社常務執行役員ピクチャーズユニットゼネラルマネージャー 平成28年５月　同社常務執行役員コンテンツ事業本部長付 当社取締役経営企画室室長就任 平成30年３月　株式会社ハピネット常務執行役員メディアコンテンツ事業本部長付（現任） 当社取締役執行役員 兼経営企画室室長（現任）	―株
4	わたなべともひろ 渡邉朋浩 （昭和41年３月14日生）	昭和63年４月　エース交易株式会社　入社 平成４年４月　株式会社ソフマップ　入社 平成17年９月　アットスター株式会社　入社 平成18年11月　当社入社　管理本部財務経理部次長 兼財務課課長 平成20年５月　当社取締役管理本部長 兼財務経理部部長 平成24年６月　当社取締役執行役員管理本部長 兼財務経理部部長 兼総務部部長 平成28年１月　当社取締役執行役員管理本部長 兼人事部部長 兼財務経理部部長（現任）	12,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	はらだけん 原田憲 （昭和47年５月13日生）	平成11年４月　当社入社 平成15年４月　当社ホールセール部ホールセール課課長 平成17年１月　当社営業企画部ゲーマーズ本店店長 平成18年１月　当社カードゲーム部部長代行 兼コミック課次長 平成23年１月　当社経営企画室室長 兼販売推進部部長 平成24年５月　当社取締役経営企画室室長 兼マーケティング本部長 兼販売推進部部長 兼ホールセール課課長 平成28年１月　当社取締役執行役員マーケティング本部長 兼経営企画室室長 兼販売管理部部長 兼業務推進室室長 平成29年１月　当社取締役執行役員マーケティング本部長 兼経営企画室次長 兼制作２部部長（現任）	8,000株
6	たかはしよしゆき 高橋善之 （昭和39年６月８日生）	昭和62年4月　株式会社トウショウ（現株式会社ハピネット）入社 平成20年９月　株式会社ハピネット・マーケティング第２営業部リーダー 平成21年４月　同社取締役第２営業部リーダー 平成23年４月　同社代表取締役社長 平成25年６月　株式会社ハピネット取締役 兼株式会社ハピネット・マーケティング代表取締役社長 平成26年４月　株式会社ハピネット取締役執行役員第２事業本部長 平成27年４月　同社取締役執行役員第１事業本部副本部長 兼トイ・ホビーユニットゼネラルマネージャー 平成28年４月　同社取締役執行役員トイ・ホビーユニットゼネラルマネージャー 平成30年２月　当社顧問就任（現任）	―株

（注）１．新任候補者 高橋善之氏は、株式会社ハピネットの流通部門において培われた豊富な経験を有しており、当社の今後の更なる成長のため、取締役として選任をお願いするものであります。

２．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、第23期定時株主総会において、五十嵐一開氏を社外取締役として選任しておりましたが、同氏は一身上の都合により平成30年５月24日付で取締役を辞任され、現時点では、新たな社外取締役の適任者の選定に至っておりません。当社が属するエンターテインメント業界におきましては、業界特有・会社特有の文化等があり、事業を取り巻く状況の変化も非常に早いことから、社外取締役として当社の企業経営に参画する方は、エンターテインメント業界に属する会社の企業経営に精通した者であることが必要であり、かかる専門的知見を有していない社外取締役を置くことは、迅速かつ柔軟な経営判断を困難にし、経営判断体制の機能を低下させるおそれがあり、業務執行に支障が生ずる可能性があるものと判断しております。このような状況を踏まえ、当社といたしましては、適任者が見つからない状況下で形式的に社外取締役の選任を急ぐよりも、当面は、監査役会の経営監視

機能をより一層充実させることにより、当社の企業価値向上を図ることが望ましいと考えております。以上のことから、少なくとも現時点では、当社は社外取締役を置くことが相当でないと判断しております。
なお、当社は会社法や証券取引所規則の精神に則り、今後もコーポレート・ガバナンスの向上に努めてまいる所存であります。

第５号議案　　監査役２名選任の件

監査役松本俊徳氏及び水戸重之氏の２名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

また、各監査役候補者と会社の間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつもととしのり 松本俊徳 （昭和25年３月10日生）	昭和48年４月　CBS・ソニーレコード株式会社　入社 昭和62年３月　株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ東京営業所 所長 平成８年７月　株式会社日本レコード販売網　出向 取締役営業部長 平成17年６月　株式会社ソニー・ミュージックディストリビューション　執行役員専務 株式会社ジャパンミュージックデータ　代表取締役社長 平成25年６月　同社　退社 平成26年５月　当社監査役就任（現任）	―株
2	みとしげゆき 水戸重之 （昭和32年５月９日生）	平成元年４月　弁護士登録（現任） （第一東京弁護士会所属） （西村眞田法律事務所勤務） 平成２年10月　TMI総合法律事務所勤務 平成11年４月　TMI総合法律事務所パートナー就任 平成16年４月　慶応義塾大学法科大学院　講師 平成17年２月　慶応義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構（DMC）教授 平成18年３月　株式会社タカラトミー監査役 平成18年４月　早稲田大学スポーツ科学研究科（大学院）講師（現任） 平成18年５月　当社監査役就任（現任） 平成18年６月　吉本興業株式会社監査役 平成22年１月　株式会社湘南ベルマーレ取締役（現任） 平成25年12月　筑波大学ビジネス科学研究科（企業法学専攻）講師（現任） 平成27年６月　株式会社タカラトミー取締役（現任） 平成28年６月　吉本興業株式会社取締役（現任） 日本コロムビア株式会社監査役（現任）	―株

（注）１．候補者 松本俊徳氏及び水戸重之氏は社外監査役候補者であります。
２．松本俊徳氏を社外監査役候補者とした理由は、長年異業種で経営幹部として培われた豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営を適切に監査していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
３．水戸重之氏を社外監査役候補者とした理由は、主に弁護士としての専門的な見地から、当社のコンプライアンス体制のあり方等についての発言を行っていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
４．当社は、松本俊徳氏を株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
５．当社は、松本俊徳氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に再任した場合、当該責任限定契約を更新する予定です。
６．当社は、水戸重之氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に再任した場合、当該責任限定契約を更新する予定です。

第６号議案　　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役５名のうち４名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、総額29百万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する具体的な支給金額、時期、方法等は、代表取締役の決定に一任いたしたく存じます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都練馬区練馬１-17-37
練馬文化センター　大ホール（こぶしホール）
電話　(03) 3993－3311



● 都営地下鉄大江戸線「練馬駅」北口より　徒歩１分
● 西武池袋線・西武有楽町線「練馬駅」北口より　徒歩１分